

第  
11  
・  
11  
の  
2  
表  
の  
付  
表  
2  
の  
2  
(平成  
21  
年  
4  
月  
分  
以  
降  
用)

## 小規模宅地等についての課税価格の計算明細(その2)

				被相続人			
<b>3 「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算</b> 第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」で選択した小規模宅地等(同表の2の限度面積要件を満たすものに限ります。)についての「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額は、次により計算します。							
↓ 第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」の「宅地等の番号」欄の番号に合わせて記入します。							
区分	小規模宅地等の種類	宅地等の番号	⑧特例の適用を受ける取得者の氏名  ⑨その宅地等における相続開始の直前の事業	⑩割合	⑪小規模宅地等の面積		
					⑫小規模宅地等の価額 (④× $\frac{⑪}{⑩}$ )	⑬小規模宅地等について減額される金額(⑫×⑩)	
被相続人等	⑭特定事業用宅地等			80 100	.	m <sup>2</sup>	
					.	円	
					.	円	
					.	円	
	⑮特定同族会社事業用宅地等			80 100	.	m <sup>2</sup>	
					.	円	
					.	円	
					.	円	
被相続人等の居住用宅地等	⑯上記以外			50 100	.	m <sup>2</sup>	
					.	円	
					.	円	
					.	円	
	⑰特定居住用宅地等			80 100	.	m <sup>2</sup>	
					.	円	
					.	円	
					.	円	
被相続人等の居住用宅地等	⑱上記以外			50 100	.	m <sup>2</sup>	
					.	円	
					.	円	
					.	円	
					50 100	.	m <sup>2</sup>
						.	円
						.	円
						.	円

- (注) 1 1棟の建物の敷地の一部が「特定居住用宅地等」の要件に該当する場合には、その建物の敷地のうち「特定事業用宅地等」又は「特定同族会社事業用宅地等」に該当する部分以外の部分を「特定居住用宅地等」欄に記入します。  
 2 ⑨欄には、その宅地等の上で行われていた事業について、書籍・雑誌小売、鮮魚小売、貸家のように具体的に記入します。  
 3 上記に記入しきれないときは、この用紙を複数枚使用し記入します。